

一般社団法人日本脳神経外科学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本脳神経外科学会 (The Japan Neurosurgical Society)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、脳神経外科学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等の事業を行うことにより、脳神経外科学の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会等の開催
- (2) 学会誌及びその他の刊行物の発行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 関係学術団体との連絡及び協力
- (5) 国際的な研究協力の推進
- (6) 脳神経外科専門医等の認定
- (7) 一般への普及啓発活動
- (8) 脳神経外科の医療に関する調査研究事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外で行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員；脳神経外科学に関し学識経験を有する個人
- (2) 贊助会員；この法人の事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員；脳神経外科学の発展に関し功績が特に顕著な者
- (4) 特別会員；脳神経外科学の発展に関し功績が顕著な者
- (5) 客員会員；脳神経外科学の発展に関し功績が顕著な外国人又は外国に居住する者

2 この法人の社員は、第19条の規定をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(構成員資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、特別会員及び客員会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金及び会費は理事会の決議をもって別に定めた会費細則に基づき支払わなければならない。

- 2 名誉会員、特別会員及び客員会員並びに70才以上の会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 会員は退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を経て、除名することができる。ただし、理事長が決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- (3) この法人の会員として義務に違反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を連續して3年間履行しなかつたとき
- (2) 3年間この法人からの連絡が不能になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- (4) 総社員が同意したとき

2 代議員たる正会員がその資格を喪失したときは、代議員資格も喪失するものとする。

第4章 役員、代議員、社員及び職員

(役員)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上21名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち3名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第12条 役員は総会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事はこの法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会に出席し意見を述べることができ、また理事会に出席して、必要に応じて意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、その任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

第17条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規則による。

(理事長顧問)

第18条 この法人に、任意の機関として理事長顧問を置く。

2 理事長顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長からの相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 理事長顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 理事長顧問には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

5 理事長顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

6 第4項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規則による。

(代議員)

第19条 この法人の社員は、概ね正会員、名誉会員及び特別会員30人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とし、端数の取扱いについては理事会で定める。

2 代議員を選出するため、正会員、名誉会員及び特別会員で投票による代議員選挙を行う。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員、名誉会員及び特別会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選挙後の次事業年度から次々事業年度末の2年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後から任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 第2項の代議員選挙は支部単位の選挙区で行う。代議員がその所属する支部から移動した場合には、当該代議員はその資格を失い、補欠の代議員が新代議員に就任するものとする。
- 10 正会員、名誉会員及び特別会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員、名誉会員及び特別会員の同意がなければ、免除することができない。

(代議員の職務)

第20条 代議員は正会員、名誉会員及び特別会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(事務局及び職員)

- 第21条 この法人の事務を処理するため事務局を置き、事務局長及び必要な職員を配置する。
- 2 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。
 - 3 職員は理事長が任免する。
 - 4 事務局長及び職員は、有給とする。

第5章 総会

(構成)

第22条 総会は、法人法上の社員総会とし、すべての社員をもって組織する。

(開催)

第23条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
 - 3 前項のほか、総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも2週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所、書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることを記載した書面又は電磁的方法により社員に通知する。

(議長)

第25条 総会の議長は理事長とする。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、当該総会において常務理事の中から議長を選出する。

(議決事項)

第26条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (6) 定款の変更
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(定足数等)

第27条 総会は、社員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第28条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第29条 社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した社員は、第27条の規定の適用については出席したものとみなす。

(会員への通知)

第30条 総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第31条 総会はその都度議事録を作成し、議長及び当該総会において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集等)

第34条 理事会は、原則として毎年3回以上理事長が招集する。

- 2 理事長が必要と認めたときは、臨時の理事会を招集することができる。
- 3 理事長は、理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。なお、招集通知が発せられないときは、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
- 4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した常務理事が理事会を招集する。
- 5 理事会の議長は、理事長とする。
- 6 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名、押印する。

第7章 支部及び委員会

(支部)

第37条 この法人は、任意の機関として必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(委員会)

第38条 この法人の事業執行のため、任意の機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会の名称、組織及び所掌事務等については、理事会の決議を経て別に定める。

(支部等の権限)

第39条 前2条の機関は、総会又は理事会の権限を制約してはならない。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4及び第6号については総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(財産の管理・運用)

第44条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規定によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第48条 この法人の清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第49条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告

(方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 その他

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み変えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年10月14日から施行する。

平成28年9月29日改正

平成29年10月12日改正

平成30年10月10日改正

令和6年10月16日改正

令和7年10月29日改正